

中心市街地活性化基本計画が

認定されました

人口減少・少子高齢化社会を迎え、本市では中心市街地の再生を通じてコンパクトなまちづくりを推進するため、平成10年度に策定し、平成15年度に改訂した「鳥取市中心市街地活性化基本計画」の見直しを行い、昨年11月30日に山

陰第一号となる内閣総理大臣の認定を受けました。
この認定によって国の特別な支援制度が適用されることとなり、市はもちろん一部の事業は民間事業者も国から援助を直接受けることができるようになりました。また、

基本計画の方針に基づくものであれば、新たな事業を追加して国の補助を受けることもでき、効率的に中心市街地の再生を進めることができます。
本市では、中心市街地のまちづくりを協働で進めていくことが大

切であり、そのためには多くのみなさんに基本計画を知っていただく必要があると考えています。この基本計画については、本市ホームページで公開するとともに、計画の内容などについて「出前説明会」を行います。お気軽に相談ください。

鳥取市中心市街地活性化基本計画の概要

《基本計画のテーマ》

住みたい 行きたい ふるさと鳥取
～因幡国の都市核づくり～

《活性化の全体イメージ》



《計画期間》

平成 19 年 11 月～平成 25 年 3 月 (5 年 5 カ月間)

《具体的に改善する指標》

以下の指標を改善するための事業を行います。

- ①居住人口の増加
- ②空き店舗の解消
- ③歩行者通行量の増加 (駅周辺・片原通り周辺)
- ④わらべ館・仁風閣の入込み客数の増加

《計画に基づき平成 19 年度に新たに実施された事業》

- 鳥取生協病院移転整備
 - まちなかイベントカレンダー作成・運営
 - 駅前駐車場整備
 - 鳥取ええもん蔵
 - 古地図・写真歴史資料館
 - いなばのお袋市
 - 中心市街地駐車場案内マップ作成
 - 中心市街地活性化イベント支援事業
 - 中心市街地活性化協議会タウンマネージャー設置事業
- ※今後も順次事業を実施していきます。

問い合わせ先

市役所本庁舎都市計画課市街地整備室

TEL (0857) 20-3276

湖南小中一貫教育特区が認定されました

少人数校による「地域に生きる活力ある学校づくり」を目的とした「鳥取市湖南小中一貫教育特区」が認定されました。

この認定により、9年間を見通した独自のカリキュラムを編成し、効果的な教育の取り組みを行います。

湖南小中一貫校の開校は、本年4月。平成21年度には、小学校校舎に一体化する計画です。

■問い合わせ先 市役所第2庁舎学校教育課 ☎(0857)20-33368



平成19年12月18日、総理大臣官邸での認定書授与式。中心市街地活性化基本計画と一緒に認定されました。

異学年交流活動の充実

自分づくりプロジェクト

キーワード

「体験・表現・コミュニケーション」

- コミュニケーション科の新設により、コミュニケーション能力の向上をめざします。
- 「総合的な学習の時間」を持ち、地域と連携したキャリア教育、福祉教育を行います。

4・3・2区分を導入

従来の区分	年次	小中一貫校の区分
中学校	9年	後期
	8年	
	7年	中期
6年		
小学校	5年	
	4年	
	3年	
	2年	
1年		

基礎学力の定着

学習充実プロジェクト

キーワード

「学力の樹」

- 各教科の時間数の弾力化を図ります。
- 小学校段階からの教科担任制を導入します。
- 家庭学習・家庭生活の充実を図り、基礎基本の定着、学習習慣づくりをめざします。

介護保険に関する税金の控除についてお知らせします

介護保険料

社会保険料控除として、所得から控除されます。40歳以上の方が平成19年中に支払った介護保険料が控除の対象となります。

介護保険施設の利用料

介護保険施設の利用料については、次のものが医療費控除の対象となります。

- ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設（定員29人以下の特別養護老人ホーム）に入所の場合
⇒介護サービス費および食費と居住費の自己負担額として支払った額の2分の1
- ② 介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設に入所の場合
⇒介護サービス費および食費と居住費の自己負担額

在宅介護サービスの利用料

介護サービス計画（自己作成も含む）に基づいて次の①～⑤のサービスのいずれかを利用した場合、利用料が医療費控除の対象となります（介護予防サービスも同様です）。

- ① 訪問看護
- ② 訪問リハビリテーション
- ③ 居宅療養管理指導
- ④ 通所リハビリテーション（食費も対象）
- ⑤ 短期入所療養介護（食費・滞在費も対象）

①～⑤のサービスのいずれかを利用した人が、次の⑥～⑫のサービスのいずれかを利用した場合、そ

の利用料も医療費控除の対象となります。

- ⑥ 訪問介護（生活援助中心型は除く）
- ⑦ 訪問入浴介護
- ⑧ 通所介護（食費は対象外）
- ⑨ 短期入所生活介護（食費・滞在費とも対象外）
- ⑩ 夜間対応型訪問介護
- ⑪ 認知症対応型通所介護
- ⑫ 小規模多機能型居宅介護

医療費控除を受ける際には、平成19年中に支払った利用料の領収書が必要です。サービス事業者またはケアマネジャーにお問い合わせください。

おむつ代

要介護者のためのおむつ代は、医療費控除の対象となります。申告には、医師の証明書と領収書が必要です（2年目以降の申告の場合は、医師の証明書の代わりに、介護保険の主治医意見書の内容を基に市町村が確認した書類を使うこともできます）。申請が必要ですので、下記にお問い合わせください。

要介護認定者の障害者控除

障害者手帳などの交付を受けていない人で、平成19年12月31日時点で要介護1～5の認定を受けている65歳以上の人は、障害者控除の対象となります。申請が必要ですので、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先 市役所 南庁舎 高齢社会課 ☎(0857)20-3454 / 各総合支所 福祉保健課（18ページ参照）